

鎌倉市商店街街灯柱等へ設置するつり下げ広告旗表示ガイドライン

1 趣旨

近年、地域の活性化等に積極的に取り組むため、道路環境向上等の公共的な取組を行う機運が高まっており、そのために要する費用の一部に充当するため、道路空間において広告物を設置することに対する社会的な要請が高まっています。

このガイドラインは、鎌倉市屋外広告物条例（以下「条例」という。）第9条第3項の規定に基づき、商店街組織等（以下「商店会」という。）が所有又は管理する街灯柱等に、当該商店会が広告料収入を得て設置するつり下げ旗（以下「つり下げ広告旗」という。）が、都市景観と調和し、市民に親しまれる存在となるよう遵守すべき項目を示すものです。

2 遵守すべき事項

(1) 景観との調和

ア 地域のまちなみや景観と調和したデザインとすること。

イ 様々なデザインのつり下げ広告旗が乱雑に掲出されることのないよう、一定の区域ごとに、規則性と統一性が感じられるデザインとすること。

ウ 原則として、つり下げ広告旗の一部に商店街の名称又は愛称等を表示すること。また、その際、商店街の名称又は愛称等と広告の内容が明確に区別できるようなレイアウトデザインを行なうこととする。

エ デザインは歩行者の視認性に配慮し、複雑な告知内容を避けること。

オ 広告物の意匠が鎌倉の落ち着いた歴史的景観を害さない優れたものであって、そのデザインに鎌倉らしいイメージが感じられるものであること。

カ 1 広告面につき、1 企業かつ 1 広告とすること。

キ 文字、写真の使用は必要最小限とすること。

ク 1 広告面に会社名、商品名、商品写真（イラストを含む。）のうちから 2 つ以上を表示するときは、そのうちの 1 つを主として表示し、他は面積比を小さくすること。

ケ 使用する色彩は、3 色程度とすること。ただし、色相及び彩度が同じで、明度のみが異なる色については 1 色とみなす。

コ 基調色は、彩度 6 以下の控えめな色彩とすること。ただし、日本の伝統色を使用し、周囲の景観に調和する場合はこの限りでない。

サ 全国共通のデザインやコーポレートカラーであって、彩度 6 を超える場合は、図と地の色彩を反転させるなどの配慮をすること。

シ 人間の身体の部分（顔、手、足等）を強調した広告表現は控えること。

(2) 交通安全の確保

ア 通行人等に対し危害をおよぼす恐れのあるものは、使用しないこと。

イ 信号機又は道路標識等の効用を妨げるものは、使用しないこと。

ウ 通行人等の注意を著しく阻害する恐れのあるものは、使用しないこと。

- (ア) 4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
- (イ) 文字表記が多く、熟読させるもの
- (ウ) 絵柄や文字が過密しているもの
- (エ) 同一規格内容を過剰に複数表示したもの
- エ 通行人等を幻惑させる恐れのあるものは、使用しないこと。
 - (ア) 発光、蛍光、反射素材等
 - (イ) トリック効果等を有するもの
- (3) 青少年の保護
 - ア 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるものに該当しないこと。
 - イ ギャンブルを肯定等するものに該当しないこと。
 - ウ 青少年の人体、精神又は教育に有害なものに該当しないこと。
 - エ 性を意識させるようなデザインに該当しないこと。
- (4) 人権の尊重
 - ア 人権侵害、差別、名誉棄損等に該当しないこと。
 - イ 人の人格、身体、思想等を侵害するものに該当しないこと。
 - ウ 人を人種、国籍、性別、身体的特徴、年齢、教育、思想等により差別するものに該当しないこと。
 - エ 人又は法人等の名誉等を毀損するものに該当しないこと。
- (5) 消費者保護
 - ア 虚偽の内容を表示するものに該当しないこと。
 - イ 法令等で認められていない業種、商法、商品等を表示するもの又は肯定するものに該当しないこと。
 - ウ 国家資格に基づかない者が行う療法等に関するものに該当しないこと。
 - エ 誇大・比較広告等手法上議論があるものに該当しないこと。
 - オ 責任の所在が明確でないものに該当しないこと。
- (6) その他
 - ア 卑劣な内容・デザインのものに該当しないこと。
 - イ 風俗営業に関連するものに該当しないこと。
 - ウ 布教を目的とするものに該当しないこと。
 - エ 政治的意見発表や論争の場となるおそれがあるものに該当しないこと。
 - オ その他社会風紀を乱すおそれのあるものに該当しないこと。